

丹波
GO!GO!
2023

飲食・物産出店募集要領



GOGO フェスタ マスコットキャラクター『たんぱみん』

丹波GOGOフェスタ実行委員会

出店募集要領

【趣旨】

「丹波GOGOフェスタ2023」は、丹波市商工会青年部が丹波市と一体となり、丹波市の「元気・活力・技術力」をアピールし、丹波の魅力を感じ楽しんでもらうイベントです。

1. 開催日時 令和5年10月22日(日)11時～16時

2. 出店内容

(例)

販売 特産品・地酒販売、農林水産物販売、加工食品販売 等

飲食 飲食業者の通常メニュー、季節メニュー、地元食材メニュー、創作料理 等

3. 出店の条件

①出店の対象者は、原則として店舗を構え、営業されている企業や商店及びNPO法人や農林水産業団体(JA、生産者組合、朝市グループ等)、個人事業者(伝統工芸等含む)とします。

※露天商の方、政治団体や宗教団体、暴力団関係団体の出店をご遠慮願います。

②出店希望者は、別紙の出店申込書を提出してください。

ただし、上記①の※印に抵触するとみなした場合は、実行委員会並びに丹波市と協議の上、出店をお断りさせていただきます。

なお、お申込に関して発生した費用等につきましては、お支払いいたしませんので、あらかじめご了承ください。

③事故等のトラブルは出店者が責任をもって対応してください。

④実行委員会からは、1ブースに長机(2台)、イス(2脚)を準備いたしますが、それ以上必要な場合は、出店者にて準備をお願いします。

⑤テントについては、各自にてご用意をお願いします。※青空販売は出来ません。

ただし、テントをご用意できない場合は、テントの貸し出しを 1張(縦約2.7m×横約3.0m)8,000円で行っておりますので、貸出希望の方は、申込書のテントの貸出希望にチェックをお願いします。

⑥開催後のアンケートに必ずお答えいただける事業者等

<個人情報の取り扱いについて>

出店申込の際にいただいた個人情報については、当事業への出店に関する目的のみに利用し、それ以外の目的での利用はいたしません。

また、個人情報をご本人の同意なしに第三者に開示・提出することはありません。

ただし、手続きの都合上、警察署、消防本部、保健所には情報提供します。

4. 出店料について

出店料は、11,000 円です。(原則1ブースのみ)

※近年の電気配線材料、備品賃借料等の高騰など諸事情を勘案し、出店料を決定しております。

5. 出店者の決定と支払い方法について

- ①実行委員会において別紙出店申込書に基づき審査並びに会場設営等の都合上、申込多数の場合は抽選で出店者を決定し、後日通知します。
- ②出店料は、通知後、実行委員会が指定する期日までに、指定口座へお振込みください。期日までにご入金のない場合、出店辞退と判断します。
なお、テントの貸し出しを希望される方は、貸し出し料も併せて必ずお振込みください。
- ③送金料は出店者負担でお願いいたします。
- ④ご入金いただいた出店料は、出店辞退、または出店取り消し・即時退店の場合でも返金はいたしません。ただし、開催を中止した場合は返金いたします。

6. 出店場所・区画について

- ①出店場所については、丹波の森公苑(屋外)とし、実行委員会において決定します。
- ②区画 1ブース 縦約2.7m×横約3.0m
- ③貸出備品: **長机2台、パイプ椅子2脚**、必要に応じて電源(2口コンセント1個)
※テントは、出店者で用意してください。

7. 飲食及び菓子等の販売について

- ①保健所への**臨時出店届**が必要となりますので、保健所の指示に従ってください。
- ②風俗営業等の催しはできません。
- ③飲食等の販売は、**丹波市でのイベントに有効な保健所の臨時出店届済証の写しを添付**してください。
※営業の許可を受けておられる方は、許可書の写しも併せて添付してください。

8. 酒類の取り扱いについて

- ①酒類の販売については、税務署より小売販売許可を受けた者のみとします。税務署から交付された酒類小売免許通知書の写しを提出してください。
- ②未開封の容器の酒類の販売は可能ですが、開封した容器での酒類販売や飲酒をさせることは禁止いたします。
- ③缶ビール類を販売することは禁止いたします。

9. 電気の使用について

- ①電気が必要な場合は、**1ブースの使用量を100Vで1,000wまで**とし、2口コンセントを準備しますので、**使用電力量を申込書に必ずご記入ください。**
なお、コンセントの増設には応じられませんので、十分ご検討の上、申込書にご記入ください。
- ②電気の供給可能許容量を超えた申込があった場合は、電気の使用を調整させていただきます。
- ③**申込以上に電気は使わないでください。**他の使用者に大変なご迷惑をかけることとな

ります。どうしても必要な場合は、自家発電機でお願いします。

- ④自家発電機は上記以外の場合は使用しないでください。
- ⑤通電時間を限定しますので、冷蔵庫や冷凍庫をご使用の際はご注意ください。
- ⑥電気の使用は、16時までとします。

10. 仮設水道について

丹波の森公苑(屋外)に2ヶ所設置する予定です。

ただし、洗い物などは出来ません。

11. 火気器具の使用について

- ①丹波市火災予防条例により、出店場所で火気器具(プロパンガス、ストーブ、コンロ、火鉢、電熱器、携帯発電機など)を使用する場合は、下記のとおり、消火器(粉末の10型以上)の準備が必要になります。
- ②営業を目的として火気器具を使用し飲食物等を販売する場合は、消火器の準備が必要です。(義務設置)
- ③営業を目的としない出店者が火気器具を使用する場合は、消火器の準備に努めてください。(努力設置)

→平成25年8月に京都府福知山市で発生しました花火大会事故において、多数の死傷者が発生したことを踏まえ、火気器具を取扱いされる場合は、万一の火災発生に備えて消火器の準備にご協力をお願いします。

- ④火気器具を使用する出店者は、必ずその旨を出店申込書に記入してください。

12. 駐車場について

駐車場に関する詳細は、説明会にてご連絡致します。

13. 搬入出について

搬入出については、現在協議中ですので、説明会にてご連絡致します。

14. 看板その他

- ①看板(名称)については、実行委員会で看板を作成いたします。
看板の表示は出店計画書の出店者名欄に記載されているとおりとします。
- ②出店の際に出たゴミ(氷、油含む)は、出店者の責任で持ち帰り処分してください。
特に、仮設水道を使う際は、水切りを使って流してください。水切りに残ったゴミは、必ず持ち帰ってください。
- ③閉店後は、ブース周辺のゴミ拾いを行ってください。
- ④出店中は原則各ブースに常駐してください。

15. 決定通知

- ①実行委員会にて審査を行い、出店のお断りについては9月中旬に通知します。
- ②出店申込多数の場合は、抽選とすることもありますので、予めご了承ください。
- ③出店が決定した団体等については、10月5日(木)14時より丹波の森公苑で開催いたします出店者説明会に必ずご参加ください。
※詳細については、説明会時にお知らせいたしますので必ずご参加ください。

16. 禁止事項

出店に際し下記の行為は禁止です。発見次第、即時退店の措置を行います。

- ・名義貸し等の行為
- ・暴力団ならびにその関係者の出店
- ・布教・政治活動
- ・危険物の持ち込みおよび使用
- ・来場者やほかの出店者等に迷惑となる行為
- ・芝生内への車の乗り入れ行為
- ・その他、実行委員会が不適切と判断する行為

17. 注意事項

募集要項に違反していると実行委員会が判断した場合、指導を行うことがあります。

指導を受けた場合は早急に是正してください。

なお、再三の指導に関わらず是正されなかった場合、また違反が悪質と判断した場合は出店取り消しや、即時退店、今後の出店をお断りさせていただきます。

※毎年、申請した以上の電力を使用されている方が、見受けられます。

実行委員会の指導・勧告に従っていただけない場合は、次年度以降の出店をお断りさせていただきます。

18. その他

この要領に記載の内容等は官公庁等の指示により変更することがあります。

また、記載の無い事項でのご質問に対しては、実行委員会で協議の上、ご連絡させていただきます。

19. 提出期限 **令和5年8月31日(木)まで**

20. 提出方法 下記提出先へ持参・郵送・FAX のいずれかをお願いいたします。

21. 問合せ及び提出先

〒669-3601

丹波市氷上町成松140-7 丹波市商工会内

丹波GOGOフェスタ実行委員会 事務局(西山和之・盛田剛史)

TEL:0795-82-3476 FAX:0795-82-7601